

議案第60号

旧中部ダム予定地域振興協議会設置に関する協議について

別紙のとおり、旧中部ダム予定地域振興協議会設置に関する協議をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第3項の規定により、本議会の議決を求める。

平成12年6月29日

三朝町長 吉田秀光

平成12年6月29日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

旧中部ダム予定地域振興協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この協議会（以下「協議会」という。）は、旧中部ダム予定地域において鳥取県（以下「県」という。）、三朝町（以下「町」という。）その他の者が行う事業のうち、当該地域の振興を図るため必要とされるものの実施に関する計画（以下「振興計画」という。）の作成及び変更に関する事務を、共同して管理し、及び執行することを目的とする。

(名称)

第2条 協議会は、旧中部ダム予定地域振興協議会という。

(協議会を設ける県及び町)

第3条 協議会は、県及び町が設ける。

(担任する事務)

第4条 協議会は、振興計画の作成及び変更に関する事務を管理し、及び執行する。

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、鳥取市東町一丁目220番地鳥取県庁内に置く。

第2章 組織

(組織)

第6条 協議会は、会長、副会長及び委員3人をもって組織する。

(会長)

第7条 会長は、鳥取県知事（以下「知事」という。）の職にある者を充てる。

2 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第8条 副会長は、三朝町長（以下「町長」という。）の職にある者を充てる。

2 副会長は、非常勤とする。

(委員)

第9条 委員は、県及び町の職員のうち、知事及び町長が別に定める職にある者を充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第10条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(協議会職員)

第11条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「協議会職員」という。）の定数及び当該定数の県及び町ごとの配分については、知事及び町長が協議により定める。

2 知事及び町長は、前項の規定により配分された定数の協議会職員を、それぞれ県及び町の職員の中から選任するものとする。

(協議会職員の職務)

第12条 会長は、協議会職員の中から主任の者（以下「事務長」という。）を定めなければならない。

2 事務長は、会長の命を受け協議会の事務を掌理する。

3 事務長以外の協議会職員は、上司の指揮を受け協議会の事務に従事する。

### 第3章 会議

(付議事項)

第13条 協議会の会議は、協議会の事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(招集)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

(運営)

第15条 協議会の会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

### 第4章 担任する事務の管理及び執行

(知事及び町長の名においてする事務の管理及び執行)

第16条 協議会が担任する事務を知事及び町長の名において管理し、及び執行する場合には、知事及び町長の協議により、協議会は、県又は町の一方の当該事務に関する条例、規則その他の規程（以下「条例、規則等」という。）を他方の当該事務に関する条例、規則等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行することができる。

### 第5章 財務

(経費の支弁の方法)

第17条 協議会の事務の管理及び執行に要する費用は、県及び町が負担する。

2 前項の規定により県及び町が負担する費用の額は、知事及び町長が、年度開始前にその協議により決定するものとする。

3 県及び町は、前項の規定による負担金を、年度開始後直ちに協議会に交付しなければならない。

(歳入歳出予算)

第18条 協議会の歳入歳出予算は、前条第3項の規定により交付される負担金及び繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要するすべての経費をその歳出とするものとする。

(歳入歳出予算の調製等)

第19条 会長は、毎会計年度協議会の歳入歳出予算を調製し、当該年度の開始前に協議会の議決を経なければならない。

2 協議会の予算の調製、会計年度等は、県の例によるものとする。

3 第1項の規定による協議会の議決を経たときは、会長は、当該歳入歳出予算の写しを速やかに知事及び町長に送付しなければならない。この場合において、会長は、当該歳入歳出予算の実施計画、当該年度の事業計画その他財政計画の参考となるべき事項に関する書類をこれに添えなければならない。

(予算の補正)

第20条 会長は、協議会に係る既定予算の補正を必要と認めるときは、その旨を知事及び町長に申し出るものとする。

2 知事及び町長は、前項の規定による申出を受けた場合において、補正を必要と認めるときは、その協議により当該補正をすべき額を決定する。

3 前項の規定により知事及び町長がその補正すべき額を決定したときは、会長は、速やかに補正予算を調製し、協議会の議決を経なければならない。この場合においては、前条第3項の規定を準用する。

(出納及び現金の保管)

第21条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が協議会の議決を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第22条 会長は、協議会職員のうちから協議会出納員を任命することができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務を掌る。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(決算等)

第23条 会長は、毎会計年度終了後2月以内に協議会の決算を作成し、協議会の会議の認定に付さなければならない。

2 前項の規定による協議会の会議の認定を受けたときは、会長は、当該決算の写しを速やかに知事及び町長に送付しなければならない。この場合において、会長は、証書類の写し、当該年度の事業報告書その他必要な書類をこれに添えなければならない。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第24条 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、会長の意見を聴き、知事及び町長が協議して、県又は町が取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

2 協議会は、前項の財産を管理する場合においては、知事及び町長が協議して定める県又は町の方の当該管理に関する条例、規則等を他方の当該管理に関する条例、規則等とみなして、その定めるところにより当該管理を行うものとする。

3 協議会の予算の執行に伴う財産の取得、処分及び管理に関しては、前2項の規定にかかわらず、知事及び町長が協議して定めるものを除き、協議会が定めるところにより行うものとする。

(契約)

第25条 協議会の予算の執行に伴う契約で協議会の規程で定めるものについては、会

長は、協議会の議決を経なければ、これを締結することができない。

(その他の財務に関する事項)

第26条 この規約に特別の定めのあるものを除き、協議会の財務に関しては、県の財務に関する手続の例による。

### 第6章 補則

(監査)

第27条 知事及び町長が協議して定める県又は町の一方の監査委員は、必要に応じ、協議会の出納を監査することができる。この場合において、監査委員は、監査の結果に関する報告を他方の長に提出しなければならない。

(協議会解散の場合の措置)

第28条 協議会が解散した場合においては、県及び町がその協議会によりその事務を承継する。この場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(協議会の規程)

第29条 協議会は、この規約に定めるものを除き、その議決を経て、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関する事項について、必要な規程を設けることができる。

### 附 則

- 1 この規約は、平成12年 月 日から施行する。
- 2 平成12年度の協議会の歳入歳出予算に係る第17条及び第19条の規定の適用については、第17条第2項中「年度開始前に」とあるのは「この規約の施行後速やかに」と、同条第3項中「年度開始後」とあるのは「その決定後」と、第19条第1項中「当該年度の開始前に」とあるのは「この規約の施行後速やかに」とする。